

「国と地方の協議」(平成31年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	31109	特区名	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		
提案事項名	航空機部分品等の不適合品処分時における手続の規制緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>免税で輸入した航空機部分品等の不適合品については、製造上のロス(手続なしに廃棄・売却が可能な端材等)とみなして、社内帳簿等により、産業廃棄物として廃棄又は金属屑として売却処分したと確認できる場合は、事前届出・事前申請とも不要とする。なお、免税輸入された航空機部品等の高規格品は、本来の用途に供せないこと自体が大きな経済的損失となることから、免税制度が不当に利用される可能性はない。</p>				
政策課題とその解決策	<p>手続の簡素化を行うことで、不適合品処分が容易に実施可能となり、事務コストの削減が可能となることで、航空機及び宇宙機器製造の円滑な推進、ひいては航空宇宙産業の国際競争力を強化することができる。</p>				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	財務省
	担当課名	関税局関税課・業務課			
	規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税暫定措置法第4条、第10条、第11条 ・関税暫定措置法施行令第34条 ・関税暫定措置法基本通達10-1、10-2 			
	規制等の趣旨	<p>関税暫定措置法(以下、「暫定法」という。)第4条は、航空機に使用する部分品等のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて、その関税を免除するもの。 暫定法第4条を適用して輸入する貨物は、原則として関税の免除を受けた用途に使用することとされており、輸入された後、例外的に関税の免除を受けた用途とは異なる用途に使用(用途外使用)する場合等には、税関への事前申請または事前届出を行い、税関長の承認等を受けることとされている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>暫定法第4条の規定により免税のうえ輸入した貨物を用途外使用する場合には、税関長の承認を受けるとともに、直ちに関税を徴収することとされている。 仮に、提案の通り、不適合品について製造上のロスとみなし、税関への事前申請または事前届出を不要とした場合、税関が関知しないまま、当該輸入貨物が用途外使用か否かの判断が輸入者により行われることとなり、適正な関税の徴収が困難となるため、本提案による手続の緩和は困難である。 なお、本提案の背景として、輸入企業にとって、申請等に係る事務には貿易関連書類を理解できる従業員が必要であること等が課題とされているが、通関業者の活用のほか、税関への事前の相談等により課題については対応できるのではないかと考える。</p>			
実施時期	—		スケジュール	—	
指定自治体の回答	b:条件付き了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案を仮に実現すると、適正な関税の徴収が困難となるとの関係省庁の見解を理解した。 ・しかしながら、税関に相談する条件下であっても、多くの中小企業の人員体制では、不適合品の管理のハードルから、中小企業が航空機部品の免税措置を受けた部品を使用するのは容易ではない。 ・中小企業の航空機の免税品を輸入する動きがさらに活発化した際に改めて相談させていただき、中小企業にも活用可能な制度運用をお願いしていきたい。 				
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの				
コメント	<p>財務省より、税関への事前申請または事前届出を不要にした場合、税関が関知していない状態で、当該輸入貨物が用途外使用か否かの判断が輸入者により行われることとなり、適正な関税の徴収が難しいため、手続きの緩和は困難である旨の見解が示された。 指定自治体は上記見解を了解し、中小企業の航空機の免税品を輸入する動きがさらに活発化した際に改めて協議することとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成31年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	31110	特区名	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		
提案事項名	航空機部分品等の譲渡手続の規制緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>関税暫定措置法第4条により免税で輸入した航空機部分品等を、航空機製造メーカーが免税のまま航空会社に譲渡する場合の手続について、現行の事前手続から事後手続に改正する。</p> <p>具体的には、関税暫定措置法基本通達10-1を改正し、本件の場合(関税暫定措置法基本通達10-1(2)の場合)は、「用途外使用に該当しない用途の使用届」について、事後での提出を可とする。</p>				
政策課題とその解決策	<p>国内の航空機製造メーカーの完成機事業への進出が期待されているところであるが、完成機事業への進出においては、優れた機体を航空会社に提供するだけでなく、航空会社へのアフターサービスも充実させる必要がある。本件の規制緩和が実現することで、国内の航空機製造メーカーは、顧客サービスを充実させることができ、国際競争力を強化することができる。</p>				
国と地方の協議 1 見解	担当省庁の対応	F:各省が今後検討	担当省庁名	財務省	担当課名 関税局業務課
	規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> 関税暫定措置法第4条、第10条 関税暫定措置法基本通達10-1 			
	規制等の趣旨	<p>関税暫定措置法(以下、「暫定法」という。)第4条は、航空機に使用する部分品等のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて、その関税を免除するもの。</p> <p>暫定法第4条を適用して輸入する貨物は、原則として関税の免除を受けた用途に使用することとされており、輸入された後、例外的に関税の免除を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合は、あらかじめ税関に届け出ることとされている。</p>			
	担当省庁の見解	<p>暫定法第4条を適用して免税のうえ輸入された貨物について、関税の免除を受けた用途とは異なる用途に使用する者への譲渡(以下、「用途外使用」という。)を行う場合には、税関長の承認を要するとともに、税関は直ちに関税を徴収することとされている。他方、関税の免除を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合は、用途外使用には該当しないが、当該譲渡の前に税関に届け出ることとされている。</p> <p>仮に、提案のとおり、税関への事前届出を事後届出とした場合、税関が関知しないまま、輸入者のみで用途外使用か否かの判断による譲渡がなされ、適正な関税の徴収が困難となることから、本提案をそのまま認めることは困難であるが、譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に税関に届け出ることにより、現行制度の都度の事前届出を不要とする通達改正を検討して参りたい。</p> <p>通達改正の検討に当たり、引き続き情報提供をお願いしたい。</p>			
	実施時期		スケジュール		
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 本提案の抱える課題についてご理解いただき、通達改正を検討されることとなったため。 多くの特区内企業が部品を提供するMitsubishi SpaceJetの販売戦略に大きく影響する案件であることから、最大限の配慮をお願いしたい。 				
内閣府整理	ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの				
コメント	<p>財務省より、本提案をそのまま認めることは困難であるが、提案を踏まえた通達改正を検討するとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、財務省は通達改正に向けて指定自治体との具体的な調整を進めること。</p>				